

認定候補者を募集します

飛驒高山の名匠



昨年度の認定証交付式のようす

市では、飛驒の匠の心と優れた技術の継承を支援するため、産業の活性化や後継者育成などに取り組む技術者を「飛驒高山の名匠」として認定しています。

平成31年度認定候補者を募集しますので、ぜひご応募ください。

なお、認定制度の詳細については市HPをご覧ください。

広報ID 1002814

認定基準の概要

- 商工分野や農林畜水産分野の職種において、特に優れた技術水準を有する方
- 10年以上継続して認定職種に従事しており、その職種で生計を立てている方
- 同業者で組織する組合などの団体がある場合は、その団体に加入している方
- 後継者の指導育成や業界の発展に寄与する活動を行っている方
- 市内在住または在勤の方で、今年4月1日現在で40歳以上の方

市税に滞納のない方 ほか

申請方法

市役所各窓口や市ホームページにある申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて10月18日(金)までに各窓口へ提出

▽商工分野：商工課（本庁2階）

▽農林畜水産分野：農務課、林務課、畜産課（いずれも本庁6階）

その他

① 申請にあたっては、次のいずれかの団体などから推薦を受けることが必要になります

す。

- ・ 認定対象者（事業所）が所属する組合などの団体
- ・ 所属団体が無い場合は、同業種や関連業種の事業所代表

② 飛驒高山の名匠に認定される方は、学校などで開講する教室などでの指導や市が主催する講演会にご協力いただきます。

問合せ

商工課 ☎ 35-3144
農務課 ☎ 35-3141
林務課 ☎ 35-3143
畜産課 ☎ 35-3142

高山市公式LINEを開設しました

防災情報やイベント情報などをあなたのスマホへお届けします。



問合せ 広報情報課 ☎ 35-3134

市のInstagramをご覧ください

広報担当が取材した市内のさまざまな出来事やインスタ映えする景色などを、写真や動画で発信しています。ぜひフォローください。

登録方法 スマートフォン等でInstagramアプリを開き、「高山市」を検索し登録してください。



入学前に新入学用品にかかる費用を受給できます

市では、令和2年度に市内小中学校に入学予定のお子さんをお持ちの方で、経済的な理由によって学用品費などの支払いにお困りの保護者の方に助成を行っており、入学前に必要な新入学用品費を入学前に受給することができます。ただし、それ以外の給食費や学用品費等は入学後の支給となります。

対象 令和2年度に市内の小中学校に入学予定の児童生徒の保護者で下記に該当する方

- ・ 国民年金保険料の免除を受けている方
- ・ 国民健康保険料の軽減を受けている方
- ・ 市民税が非課税または減免を受けている方
- ・ 児童扶養手当を受給している方 など

※ただし、上記に該当している場合でも、認定されないことがありますので、詳しくはお問い合わせください。

申込 12月9日(月)までに申請書類を各小中学校へ提出

問合せ 学校教育課 ☎ 35-3154

